

## 景観配慮事例のご紹介（屋上広告物撤去）

建物の高い位置にある屋外広告物は、眺望景観に影響を与える要素の一つです。このため、尾道市では、平成19年施行の「尾道市屋外広告物条例」で、景観地区内の建物屋上への屋外広告物の設置を禁止し、関係者のご協力をいただきながら、撤去を進めています。（※条例施行前から設置してある屋外広告物は、当面の間設置が認められています。）

【ご協力者】 T 様、太陽塾赤門会尾道駅前校 様

【ご協力年月】 平成27年4月

【施工会社】 大田建築事務所（尾道市新浜二丁目9-16）

【現地写真】

【撤去前】



【撤去後】

場所：尾道市土堂一丁目1-14



【ご協力者より】 T 様、太陽塾 赤門会尾道駅前校 様

この度、尾道市の景観施策に協力できましたことを嬉しく思っています。他県における看板落下事故もあったことから、看板の老朽化を心配していたところ、撤去工事を依頼した施工業者さんからも、市の補助金制度のことを教えていただき、活用させていただくことになりました。

太陽塾は、引き続き、尾道駅から徒歩ですぐの場所にあり、お子様の学力アップに向けて丁寧な指導を行っています。1階のリサイクルショップ「ラ・フィエスタ」、3階の太陽塾 赤門会尾道駅前校をよろしく申し上げます。